

令和 7 年

第 1 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

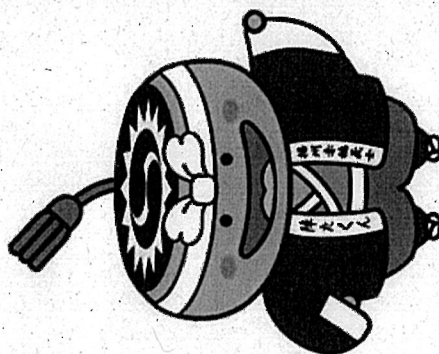


令和7年第1回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

資料1 赤穂市食物アレルギー対応マニュアル（別冊）

資料2 赤穂市部活動地域移行の進捗について

# 赤穂市の 部活動地域移行(展開)について



赤穂市教育委員会



令和4年12月

## 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組む機会を確保するため、環やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の地域移行に関する検討を促進し、新しい価値が創出されるようにすることが重要。

○ 令和4年度に取組むこととめられた部活動の地域移行に関する検討会議の進捗状況を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効果的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要となる対応について、国の考え方を提示。

○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちには、学校を含めた地域で育つ」という意図の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能な多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IV は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

### I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理、事故防止の徹底、体調・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形式での環境整備を進める

### II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、風俗ある教員等の円滑な派遣
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志内等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する場合の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困難事例への支援

### III 学校部活動の地域連携や

#### 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ 市区町村が運営団体となる体制や、①地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ・ ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保

・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

### IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ス等に  
応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ・ ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その増大な実施できるだけ数が増える体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数等の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二一スに対応した機会を設ける等）

# 兵庫県の推進計画

## 兵庫県部活動地域移行推進計画【概要】



背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化の進展による学校の小規模化が進み、従来同様の学校単位による運営が困難</li> <li>専門性や意思の有無にかかわらず教員が顧問を務める従来の指導体制の継続は、学校の働き方改革を進めるうえでも困難</li> </ul>			
趣旨	<p>急速な少子化等の理由により、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に関する持続可能性が危ぶまれる中で、子どもたちが身近で継続して活動できる環境づくりを目指し、学校と地域社会が連携・協働の下、学校部活動の地域移行に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために本推進計画を策定します。</p>			
実施期間	<p>画が改革推進期間として定めた令和5年度から令和7年度中に、本県各市町組合においては地域移行を進め、令和8年度から実施することを目指します。ただし、新たな環境整備に必要な状況が各地域で異なるため、合意形成や条件整備等に時間を要することも考えられます。このため、生徒のよりよいスポーツ・文化芸術環境を整備するため、学校や地域の実情に応じて可能な限り、できるだけ早くから早期に取組を進めていくことを基本とします。</p>			
目的	<p>中学生がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくり</p>			
目標	<p>令和5年度から令和7年度中に、本県各市町組合においては個々の課題を踏まえた円滑な地域移行の検討を進め、令和8年度から以下のとおり実施することを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町組合は、地域・学校の実情に応じて「地域移行型」「地域連携型」「地域連携ハイブリット型」の3つの実施型を参考にしながら、中学生の持続可能な活動機会の確保をめざします。</li> <li>各市町組合は、休日の部活動において、兼職専業等により指導を望む場合を除き、原則、教職員が従事しなくてもよい環境づくりをめざします。</li> </ul>			
兵庫県	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年度の地域移行の姿
地域移行	準備期間 ・ 受入団体の地域・自治体が中心となった部活動指導 ・ 受入団体の従来の活動場所 ・ 公認団体の部活動やナイター等の取組準備 ・ 学校部活動指導等への取組	実証期間 各受入団体の実証期間	自主運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域移行型</li> <li>○ 地域連携型(拠点校制・合同部活動制等)</li> <li>○ 地域移行・地域連携ハイブリット型</li> </ul>
地域連携	<p>国の承認事業・受益者負担・スポンサー制度等</p> <p>部活動指導員</p> <p>従来通り</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 各市町組合は3つの実施型を参考にする</li> <li>※ 休日の部活動において、兼職専業等により指導を望む場合を除き、原則、教職員が従事しなくてもよい環境づくりをめざします</li> </ul>
平日	<p>従来の部活動を継続（但し、地域移行できたクラブから順次移行）</p>			

# 赤穂市の中学校部活動における現状と課題



○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化する等、少子化が進行。

赤穂市の生徒数(中学生)

令和6年度 約1100人⇒

令和19年度 約600人



団体競技ができない。休部・廃部。通学先にやりたい部活動がない。

○競技経験のない教師が指導せざるを得ない場合もあり、教師にとつて大きな業務負担となっている。

赤穂市の部活動顧問が、その種目・活動の未経験者である割合:53.9%

## 赤穂市が目ざす部活動地域移行(展開)



- 少子化の中でも、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会の確保
- 自発的な参画を通して子ども達が自己実現を図り、「楽しさ」「喜び」を感じる活動
- 子ども達と地域が世代を超えて強い絆で結ばれる活力ある社会の創造
- 部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出
- 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化活動の環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)



## 赤穂市の今後のスケジュール①



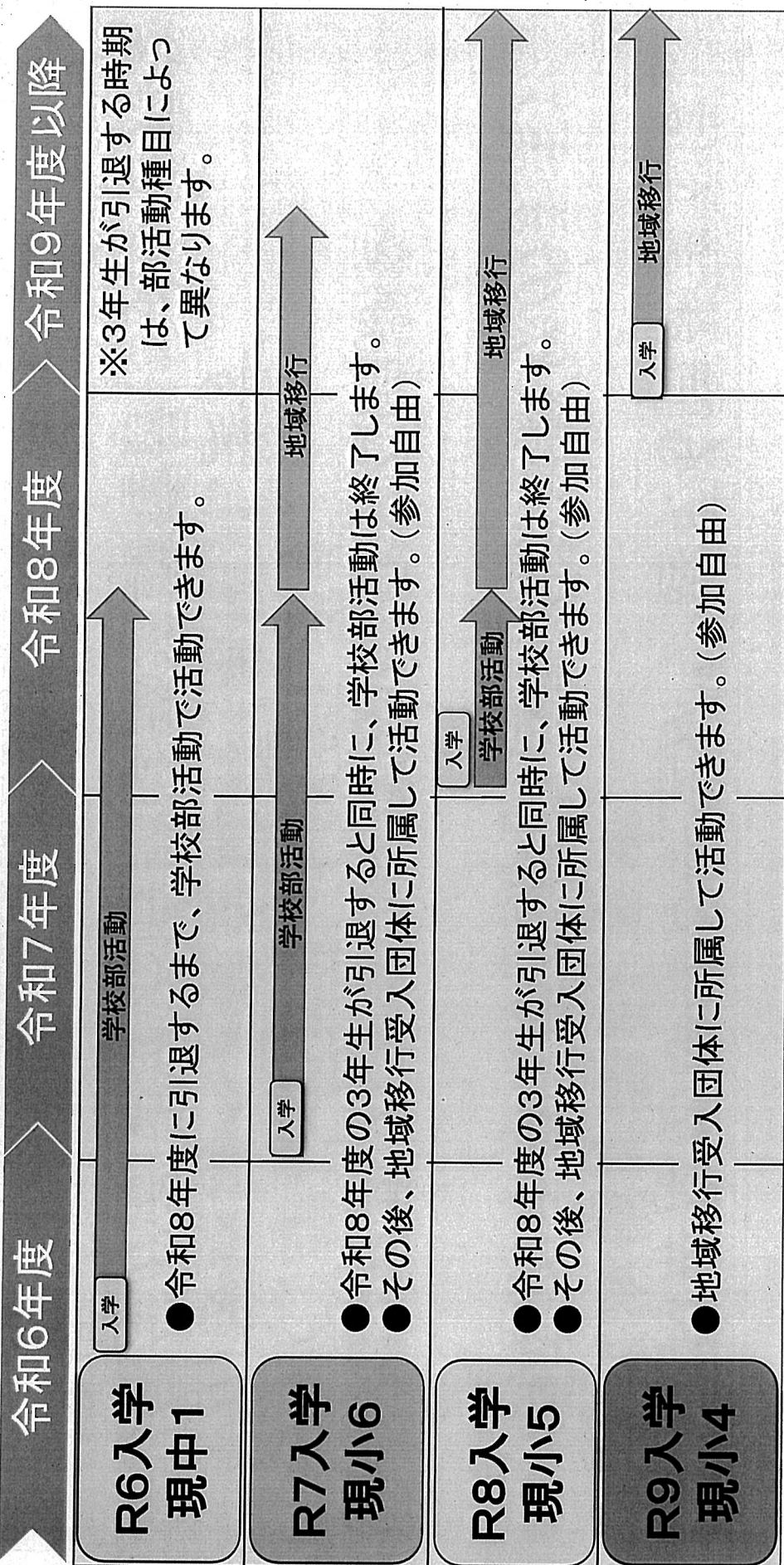
○令和8年度の中学3年生が引退する時期までは、移行準備期間とします。  
(現在の中学1年生が引退するまで現状のまま)

○令和8年度の中学3年生が引退する時期を  
もって、学校部活動は終了します。

その後地域へと完全移行(展開)します。

※3年生が引退する時期は部活動種目によって異なります

# 赤穂市の今後のスケジュール②



※各中学校において、教職員数や生徒数の関係で募集停止・廃部となる可能性もあります。  
※地域移行受入団体の活動に参加するかは、各家庭でご相談の上、判断してください。

## 赤穂市（移行準備期間）



令和5年度～令和8年度の中学3年生が引退するまで

○学校部活動として、練習や大会に参加することができません。

（学校の状況によっては令和8年度までに現存する部活動が廃部になる場合もあります。）

○学校部活動か、地域移行受入団体、もしくはその両方に所属し、練習や大会へ参加することができません。

（団体によっては、大会へ出場できない場合もあるので、各団体に確認してください。）

○学校部活動と地域移行受入団体の両方に所属している場合は、大会出場等の選手登録はどちらか一方になります。

## 赤穂市(完全移行後)



令和8年度の中学3年生が引退した後から

○学校部活動は終了し、地域移行受入団体のみの活動になります。

○地域移行受入団体に所属し、練習や大会へ参加することができます。

(団体によっては、大会へ出場できない場合もあるので、各団体に確認してください。)

○地域移行受入団体に複数所属することができます。

(大会出場等の選手登録はその内の1つになります。)

# 赤穂市中学校部活動一覧表

(令和6年12月現在)



	赤穂	赤穂西	赤穂東	坂越	有年	地域移行受入団体数
野球	○	○	○	○	○	
サッカー	○	○				2
バスケ(男)	○					2
バスケ(女)						2
バレー(男)						1
バレー(女)	○	○	○	○		3
卓球(男)		○				1
卓球(女)	○	○	○		○	1
ソフトテニス(男)	○	○	○		○	2
ソフトテニス(女)	○		○	○	○	2
陸上	○	○	○	○		1
剣道	○	○	○	○		2
柔道			○			2
水泳			○	○		1
吹奏楽	○	○				3
合唱			○			1
和太鼓				○		
家庭科			○			
科学			○			
文化(芸術)		○			○	

※受入団体(その他の種目) 硬式テニス・空手・ダンス・ダンス・ミュージカル・詩吟・扇舞・書道

# 赤穂市



【地域移行受入団体及び指導者の条件について】

- 赤穂市教育委員会から認定された、地域の指導者であること
- 指導者は指導する種目や活動の資格や経験を有する者であること
- 「赤穂市立中学校の部活動に係る方針」に沿った指導が徹底できること
- 指導者向け研修(ハラスメント・救命講座等)を必ず受講していること

赤穂市部活動地域移行受入団体一覧

URL <http://www.city.ako.lg.jp/edu/shidou/documents/bukatudouitiran.pdf>



# 赤穂市 学校部活動と地域移行受入団体との比較①



	学校部活動	地域移行受入団体
実施主体	各中学校	各団体
指導者	中学校の教員 部活動指導員	地域の指導者 希望する教職員
参加者	自校の中学生のみ	参加範囲は柔軟に設定 小学生～成人と一緒に 活動する団体もある
活動場所	各中学校	学校・地域の施設
活動日数	最大週5日	週1日～5日
費用	部費や個人の道具費用等	登録費・保険料・月の会費等 個人の道具費用等

# 赤穂市 学校部活動と地域移行受入団体との比較②



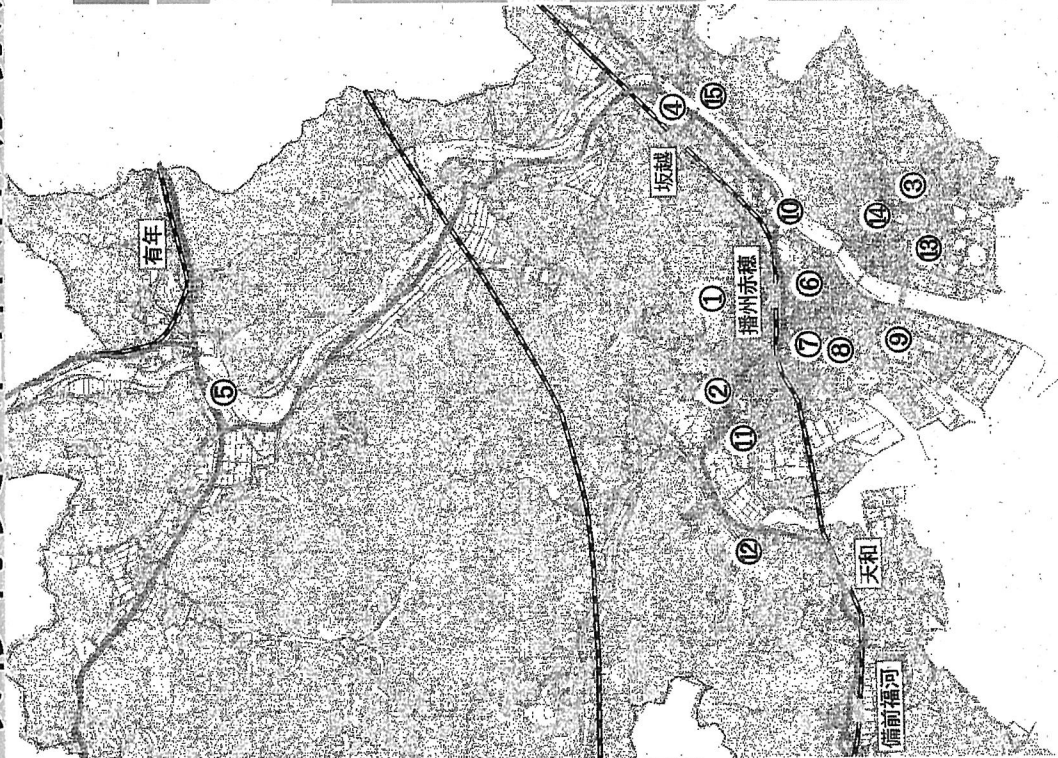
	部活動	地域移行受入団体
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師が指導する安心感</li> <li>・各校において実施(移動がない)</li> <li>・安価な部費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な選択肢 (種目・競技力・目的等)</li> <li>・競技や活動における専門的な指導が受けられる</li> <li>・地域の方々による指導で世代を超えた交流が期待できる</li> <li>・他校の生徒と共に活動ができる</li> <li>・複数の種目に所属することができる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒減で存続の危機</li> <li>・通学先にやりたい部活動がない</li> <li>・未経験の顧問(専門性がない)</li> <li>・教員の多忙化</li> <li>・顧問が変わると指導方針が変わる</li> <li>・指導者不在になる可能性</li> <li>・所属できるのは一つの種目のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所までの移動</li> <li>・開始時間が遅くなる</li> <li>・会費・保険料等が必要となる可能性がある</li> </ul>



# 赤穂市部活動地域移行受入団体活動場所(予定を含む)



地図番号	施設名	種目・活動
①	赤穂中学校	剣道 バスケット サッカー バレーボール
②	赤穂西中学校	サッカー
③	赤穂東中学校	バスケット
	御崎体育館	空手
	パインテニスクラブ	テニス (硬式・ソフト)
④	坂越中学校	剣道 バスケット バレーボール
⑤	有年中学校	バレーボール
⑥	赤穂市民会館	コーラス ミュージカル 詩吟 扇舞
	赤穂小学校	バレーボール 吹奏楽
	RAM DANCE STUDIO	ダンス
	赤穂化成 ハーモニーホール	吹奏楽



地図番号	施設名	種目・活動
⑦	赤穂青少年武道館	柔道
⑧	城西小学校	剣道
	城西公民館	卓球
⑨	品川リフレ	ソフトニス
	赤穂市民 総合体育館	硬式テニス
	敷地内	バスケット
		水泳 陸上
⑩	中広河川敷グラウンド	サッカー
⑪	塩屋公民館	吹奏楽 ミュージカル
	塩屋少年武道館	柔道
⑫	赤穂市折方	書道
⑬	赤穂の天塩 海浜SC	サッカー
	尾崎体育館	空手
⑭	尾崎小学校	剣道
⑮	坂越地区体育館	空手

## 赤穂市の部活動地域移行（展開）について【概要版】

### 【背景】



- ★少子化が進む中、従前と同様の学校単位での運営は難しくなっている  
(団体競技ができない・廃部や休部・通学先にやりたい部活動がない)
- ★競技経験のない教師が指導せざるを得ない場合もあり、休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担となっている

### 【目的】

中学生が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり

### 【本市の方針】

- 令和8年度の中学3年生が引退する時期までは移行準備期間とします。  
(現在の中学1年生が引退するまで現状のまま)
- 令和8年度の中学3年生が引退する時期をもって学校部活動は終了します。  
その後地域へと完全移行（展開）します。  
※3年生が引退する時期は部活動種目によって異なります。

### 【本市のスケジュール】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
<b>R6入学 現中1</b>	入学 ●令和8年度に引退するまで、学校部活動で活動できます。	学校部活動		※3年生が引退する時期は、部活動種目によって異なります。
<b>R7入学 現小6</b>		入学 学校部活動	地域移行	
<b>R8入学 現小5</b>			入学 学校部活動	地域移行
<b>R9入学 現小4</b>				入学 地域移行

※各中学校において、教職員数や生徒数の関係で募集停止・廃部となる可能性もあります。  
※地域移行受入団体の活動に参加するかは、各家庭でご相談の上、判断してください。

### 【学校部活動と地域移行(展開)の比較】

	学校部活動	地域移行受入団体
実施主体	各中学校	各団体
指導者	中学校の教員 部活動指導員	地域の指導者 希望する教職員
参加者	自校の中学生のみ	参加範囲は柔軟に設定 小学生～成人と一緒に 活動する団体もある
活動場所	各中学校	学校・地域の施設
活動日数	最大週5日	週1日～5日
費用	部費や個人の道具費用等	登録費・保険料・月の会費等 個人の道具費用等

### 【赤穂市部活動地域移行（展開）について】

URL



### 【赤穂市部活動地域移行受入団体一覧】

URL <http://www.city.ako.lg.jp/edu/shidou/documents/bukatudoutiran.pdf>



### 【地域移行（展開）へのQ&A】

URL



#### 問い合わせ先

赤穂市教育委員会 学校教育課

☎ TEL 0791-43-6860

☎ FAX 0791-43-6895



令和7年1月28日

保護者様

赤穂市教育委員会

## 赤穂市部活動地域移行（展開）における方向性の決定及び 受入団体・指導者のお知らせ

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、標記について、令和4年に国の「部活動の地域移行に関する検討会議」から提言が出されました。

提言では、少子化の中でも、将来にわたり文化・スポーツに継続して親しむことができる機会の確保、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることを本質とし、自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。さらには、地域の持続可能で多様な文化・スポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会の確保を目指す姿とし、部活動の地域移行を進めていくとあります。

これを受け、赤穂市では令和5年に赤穂市部活動地域移行協議会を設置し、協議を重ねた結果、下記の流れで部活動の地域移行を進めることとなりました。また、現状ではありますが令和7年度の地域活動受入団体についてQRコードにてお伝えいたします。  
(今後も受入団体は随時募集します。)

保護者の皆様におかれましては、ご心配のこともあるかと思いますがご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 赤穂市における改革の方向性

2023年度（令和5年度）～2025年度（令和7年度）

→ 学校に設置してある部活動の平日・休日の活動を地域活動へと移行する  
**準備期間**

**※平日・休日共に学校の部活動に参加するか、地域団体の活動へ参加するかは自分で選択します。**

2026年度（令和8年度）

→ 中学3年生が引退する時期をもって、学校に設置してある部活動の平日・休日の活動を地域活動へと完全移行する

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
<b>R6入学 現中1</b>	入学 ●令和8年度に引退するまで、学校部活動で活動できます。	学校部活動		※3年生が引退する時期は、部活動種目によって異なります。
<b>R7入学 現小6</b>		入学 ●令和8年度の3年生が引退すると同時に、学校部活動は終了します。 ●その後、地域移行受入団体に所属して活動できます。(参加自由)	学校部活動	地域移行
<b>R8入学 現小5</b>			入学 ●令和8年度の3年生が引退すると同時に、学校部活動は終了します。 ●その後、地域移行受入団体に所属して活動できます。(参加自由)	学校部活動 地域移行
<b>R9入学 現小4</b>				入学 ●地域移行受入団体に所属して活動できます。(参加自由) 地域移行

※各中学校において、教職員数や生徒数の関係で募集停止・廃部となる可能性もあります。  
 ※地域移行受入団体の活動に参加するかは、各家庭でご相談の上、判断してください。

※参考 赤穂市部活動地域移行について



※地域移行受入団体一覧



※大会・コンクールへの参加は条件を満たしていれば、各団体からも参加できます。  
 部が存続していれば、従来通り学校を代表して出場することもできます。

※以上の方向性は今後、国や県からの通知によって、変更することもあります。

※参考 文部科学省 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」



【問い合わせ先】 赤穂市教育委員会・学校教育課 【電話：0791-43-6860】